## 學大科法學大國帝都京

●獨逸帝國全體ニ亘ル

半官企業組織新說

爽國

ノ戦費ト經済

)經濟主義ニ就 危險分散主義

英吉

利

ノ農政問題(三治)

テ

(フ原則

齊學認識論ノ若干

問題(三急

ト戦後財政

雑 報

享保年間ノ米價調節(n/k)

注

本

助

敎

授

河

法學博士 法學博士

戸

舢

●戰爭利得稅新案 ❷經濟的進化ト人口法則(二)

獨逸ノ植民的運動 ノ回 棋

法 助 助 法 法

學博

士 授 授 士 4:

꺠 山

戸

正

雅 乃

本

美

泧

本

檠

田

厠

●本多利明 ●相續稅ト家族制度 ●こんらーご教授逝々 ノ著書ニ就テ

> 誹 師

米

小 田 鄕 庄 太

學 學

博 博

河

Щ

뒒

邷

袻 戸 ĴΕ. 姓 邷 刘钊

炊 郥

庄 田 嗣 海 郎 市 雄

法學 商ド 法學博士 博士 土ル

)收益

ト生産

費

ጉ

ノ關

係

說

左右田喜 办 泂 Ш 鄉 太 郎 胍

税新案

小 川 鄕 太

澒

スル 濟關係ヲ攪 ガ故ニ叉所得關係ヲモ攪 亂 瓜 デア

戰爭ニョリラ利益ヲ得ル所ノ商工

一業者二

腻

課 肵

、英國政

胃頭ニ於テ、たいむす特電ヲ引キ

。神戶博士、、本誌第三號、

デハ、此思想ガ今正三盛ニ

祀 利

ラ居

ラ

稅

ベキ新税案ヲ今次

ノ議會ニ提出シ、

テ居火。所 其協賛ヲポ

ナ

經濟關係ヲ 攪亂

爭

戦争ニョリテ、職ヲ失ヒ、 所得ヲ失フ

ジ利得 ムルテアラウト云フコトヲ述ヘラレ

夜ニシラ成ルト云フノハ單ニ自然界 他地方ニ積ミ上ケルニ似ラ居ル、 戦争ニョリテ、異常 ガー地方 ノ土砂ヲ吹キ

、盖シ此ノ 、此ノ如キ計畫ハ、決シラ英國ニ止マラ居

散ラシ ラ為ス

ラ

7

カト思

モノガアル、

暴風

山戸嶽一

ŀ

ノミ云フコト

ハ出來ヌ樣デアル。

一月下旬ニ於テ、

、恐ラク、丁抹デアラウ、丁抹デハ、既二本年 如き計畫二就テ、先鞭ヲ着ケタ

シラ居ル。

獨逸ニ於ラモ、戦争利得ニ稅セウト云フ思想ニ提出シラ居ル。 政府ガ、戰爭利得稅案ヲ議會

中へつせんニ於テハ、政府當局者モ之ニ贊成 す、ろとりんげんノ議會ニモアラハレテ居ル。就 普魯四ノ議會ニモ、へっせんノ議會ニモ、あるさ ヲ動カサウト迄公言シテ居ル。學者モ亦之ニ就 相當ノ手段ヲ以テ聯邦参議院(Bindesrat)

日、帝國議會ノ豫算委員會ニ現ラハレタ、其後、

盛ニ起テ居ル、此ノ如キ意見ハ既ニ三月十八

ヲ見ズニ居ラレズ、氣付カズニ居ラレヌ。ソレ

ヲ 之

表シ

小山ガ出來ルト、社會ノ人ハ、

中立國ニ於テモ亦出

トヲ考ヲ來ル、ソコデ、之ニ稅セントスルノ思想

付ケ、氣付クニ付ク、社會ノ正義ト云フコ

來タ。旣ニ大山

交戦國ニ於テノミナラズ**、** 

デアル、交戦國ニ於ラ、大山小山ガ澤山出來タ、

ラ、サウデアツタ、今回ノ戦争ニ於テ殊ニサウ 戰爭ハ此ノ如ク奇蹟ヲ演スル暴風デアル、昔

Þ

來ル。

戦争利得税即チソレデアル。

六〇五

テ大ニ議論ヲ上下シ、Bambergerノ如キハ、其私

(第四號 一二九)

**案**迄 ヲ 發 戰 羡 タ、其 シ ラ 居 jν C 最 關 。偶 近 Buck ス 着 jν 以 \* 獨 論 テ` 文 誌ヲ 其 出 於テ テ ラ Ξ 忽 N

Köppe

デ

ħ

Buck 面 カ ラ、能ク シ ラ Köppe 租稅技 居 、此問 ī ガ ナ |題ヲ論 斪 Köppe ツ 說 上力 矛居 う、 N \_ シ 理 戰 シ ŀ テ ラ 論 爭 ヲ 居 見 利 知 ŀ 得 實 n P ゥ 173 足 テ 茲 画 y 方 Ŧ

在

言

ス

v

戦

爭

利

得 利

稅

ヲ ス

徵 w

ス ŀ

po 굸

=7

ኑ ı

社

會

全體

利

盆

爲

Ł

=

用

フ

性ヲ セ シ 拂 ダ ウ 會ノ聯帶責任 w べ ŀ テ 財ヲ以テ、 居 サ ¥ ス ノ大不幸 ゔ゙ n 之ヲ ナ æ 戦争 1 批 厺 事 力 獨 = þ 難 Ż. 利得 7 <u>--</u>- $\bar{z}$ 奉 戦 jν 7 シ 9 フ 争り シ w # ン ۴ 國民 根 利 各 ❖ / 據ラ 考 用 シ ガ 17 求メ 此 分  $\dot{\mathcal{T}}$ ン **ڪ**/ 自 戜 テ  $\nu$ = , テ 居 應 阂 自 祉 血 出 會 身 暴 シ 利 ゔ 7 力 ァ = 此 於 ヺ 艬 戰 TF: ン

加

¥

۴

7

ナ

ス

批

難

=

居

ラ

ナ

1

٨,

猫

特 7

色

デ

7 t

w ス

團

體

的

戾

量

ヲ

デ

7 占 7

全

體

戰

時

舉

致

**ヲ** 

ス

ヺ

包

括

**≥**⁄

進

テ

此

如

2

シ

ラ

A

訨

聤 祉 æ 溡 ŀ デ デ 法 7 z デ 不 7 フ 7 w 其戰 正義 ル 各 祉 學國 カ 會 矯正 v 會 7 正義 致、 戦 ŋ -e 爭 テ **-7**-= 得 Ŧ 帶 ۸, 反 ナ 帶 利 鬒 Z ス ラ 用 任 N 貢 jν 利 ス ヲ Æ 得 感 テ 之ヲ 大 セ デ 神 7 7 部 矯 7 7 ヲ ナ 正 取

意義 賫 圍 工. 葯 利 ŋ = = 就 業 就 7 テ 品 明 利 請 + ヲ ¥ 困 之ヲ 負 ٠<u>/</u> 難 若 生 セ ガ 得 產者 代 之 子 7 7 ヺ 理 = jν バ ıν 價格 畜 貮 時 明 ナ ラ 先 人 卡 = Ξ. **デ**云 就 ッ = ヌ -논 勿論、 騰 、戰爭利 戰 シ 子 キ テ ۲۷ 戦 之ヲ ナ 利 = 争 ラ 得 因 食 得 得 ラ 料 軍 又 ŀ 훎 0 利 爲 品 jν 玄 消 끏 源 シ = タ

範

7

偖 戰

Ī 爭

之ヲ

ДП°

何。

實

行

セ

力 ク

ŀ

굸

フ

=

ŀ

0

利

此

加

靗

明

シ

得

Ŋ

ŀ

ŀ

Sonderbesteuerung der Kriegsgewinne (Bankarchiv XIV Jahrg. Nr. 18. S. 308 ff)

Die Besteuerung der Kriegsgewinne (Deutsche Wirtschafts-zeitung XI Jahrg. Nr. 13. S. 380 if )

爭 ラ、 得 jv. 特° ナ ラ ヌ

=

就

テ云

^

初

爭開始後 始終ハ、暦年トモ、租 始 'n 迄ヲ包括 當時(昨年八月一 二儲ケタ利得 乜 子 N ナ 稅 ラヌ ラ知ラウト思へハ、ノ年期トモ一致セヌ 日)幾何 ノデアル モ一致セヌ、 , 放大財産 カ、 戰 争

戦・ル ラ 得い 乜 侍/範圍幷ニ源ニノコトデアル。 シ カヲ 知 /ラチ ハナテヌ、併シコレ テラ ~`` ル = > ^**`** 

利得 ッ ト、平時ニ於テ普通得ベキ利得ハ幾何ソヤ、戰 二普通得 因テ之ヲ超ユル利得 争 ハ 戰爭 利得 三由 ベカラサル底ノモノデアル、 意義 ラ生 ラ群 シ タル ヲ生 利得 也 シタル理 子 = ナラ シテ、 如何 サウス M 戰爭 上云 平平

ラニ

ハ

ヌ

w 戰 力

ノ問

ス

w

就

テ 見 iv リ二倍シ三倍スルモ、 -ኑ モシ要 = 因 スル、 **デアル、** y , 之二戰 勞動 モアラウケ 所得 爭利 ·所得 いののの レ セ 税 w

題カ起ラ來ル。戰爭利得ノ由ラ

/ 來ル源

見ヤウ

失 w 由 以 ヘル 職 触 上 Æ ラ所得 ノハ之ヲ差引 悉ク税セ 所得 ₹, ヲ モ亦之 戰爭 子 チ ナラヌ。 ニニ準ン 丰 = テ 因 テ n 桑常 免稅 戦争 倂 ŀ 三敗 ス ۸, 結果 ~\* 出 争 w キ 危險 ラ得 デア シ為 又

ハ之ヲ斟酌 ,此理由 争ニ因テ、 叉戰爭利 會祉 止二モ及ホ ∄ 得 リシテ會社 セネハ 最モ多ク 稅 ハ自然人 スペキ ナ , ラヌ 利 ヺ 稅 ノミ ス カ ハト云フ スル jν -E = ۲ 限 問題 ŋ 他 ラ 會社 課 ノ方面 ガ アル ス デ べ

¥

於テハ二重稅 、デハナイ。今進ラ、丁株ノ戦爭利得税案ヲ窺、難問題ヲ生スルガ、是レハ解決ノ出來ナイ 戦争利得税ヲ實行スルト 題ヲ生 シテ、 N 實際

Ţ 度 及外ニ館 м 1 之ヲ発シ、其他 ノトヲ比較 矛 抹 ン](五千六百 ノ戦争利 ケタモ ノヲ稅 稅案 本年 圓 ノ營業所得 セントスル = 以下ノ ラ所 3 V <u>ک</u>ر 得 / 年所得 就キ , 超 戰 デ、一 争 額昨 ヺ = 年/ 得ル 3 稅 y ゔ

、自己ノ努力ヲ増

シタノニモ因ラウ、從テ、

(第四號 六〇七

ソレ丈ノ所得ヲ得ルコ

ኑ

確デアルコ

トヲ證

明

ント ス jν 所得超過額 ノデアル ョリモー ノ利得ヲ免セムカ爲ニ、 部ヲ引キ去リラ課

反比例ヲシテ行ク、即チ二萬「クローチン

キ、二萬乃至二萬五千クローチンノ超過收入ニ ノ超過收入ニハ、一萬二千「クローモン」ヲ引

チンJヲ引クノデアルソレ故ニ一萬二千「クロー 十萬「クローチン」以上ニナルト、只千 「クロー 一萬一千「クローチン」ヲ引キ、次第ニ進テ、

ス

過所得ニ對シテ一割ノ割合デアル。

チン」迄ノ超過所得ハ無税トナル、税率ハ各超

見ルト 次ニ Bainberger ノ公ニシタル戦争利得税案ヲ 左ノ如クデアル。

業幷ニ土地ヨリ得タル所得ブ、一九一一年ヨ モノヲ、戦爭利得トシテ、之ニ稅ヲ課スル、 一九一三年ニ至ルニ年間ノ平均所得 四年一九一五年ノ會計年度ニ 三超過 一於テ商 ス 1) jν Ī.

ナラハ、一萬麻ヲ超スル所得ヲ以テ、戦争利得 スル、併シ所得ヲ得タル人ガ、戦争ナクト

因ラ大儲ヲセルモノ少クナイ、是等ニ對シテ、

一九一四年若クハ一九一五年ョリ始マ

若シ

べキ價格ヲ算定スル、其引キ去ル額ハ超過額 萬一 萬願以上ニニ割トスベキデアル、此クシテ稅 所得税法ニ依ル、税率ハ千麻 レハ、之ヲ発スル、所得ノ計算方法ハ各支分國 い、其收入ハ二億乃至三億麻ニ達スルデアラウ。 五萬麻二一割、五萬一 萬脈 —一萬臟二五分、 二一割五分、十

ニハ之ヲ批評スルヲ趣旨トセナイ、只是等新案 モ、戦争利得税案ハ、單ニ室想デナク、實行 / 概要ヲ示サント思フノデアル、之ニ由テ觀ヲ レハ、幾ラモ批評スルコトガ出來ル、倂シ、茲 四、丁抹〃法案モ、Bamberger ノ私案モ批節

ラレルモノデアルコトヲ知ルベキデアル。

品業者、海運學者、造船業者、軍需品製造者 モ其箸シキモノデアル、此外、直接問接ニ、 戰爭 ニ窩ミ、叉大ニ宮ミツツアルモノガアル、染料 因リ、又ハ歐洲戰爭ノ及ホシタル影響ニ因リ、大 暴利ヲ得タルモノアルヲ見、 シテ居ル、我國ニ於ラモ、獨逸ニ對スル戰爭 丁抹ハ、中立國デアル 、而モ他國ノ戦争ニ 之ヲ捉ヘヲ稅セ 由

メデアル。 フルハ、叉我國ノ爲政家ヲ刺激セントスルカ爲ナラヌ、歐洲ニ於ケル戰爭利得稅素ノ消息ヲ傳戰爭利得稅之以、適宜ノ處置ト云ハそバ